



# 議会だより

2018年2月1日発行

第55号

## 火災のない1年を



12月定例議会	2
一般質問	6
議会基本条例改正	18

発行 鳥取県琴浦町議会

編集 議会広報常任委員会 電話/(0858)52-1710 FAX/(0858)52-1718  
<http://www.town.kotoura.tottori.jp/>

琴浦町議会

検索

# 任期最後の12月定例議会

# 議会基本条例を改正

今の議員の任期の最後、引退を表明している山下町長にとっても最後の定例会となる12月定例会が12月5日から15日まで開かれました。この12月議会では、主に実績による増減の補正予算と人事院勧告の完全実施に伴う補正予算や給与条例等の改正が主な議題でした。

議会の側から考えると、今回も議員辞職勧告決議が提起されたように町民から“議会は何をしているのだ”という批判に応え、議会の自浄作用を発揮した「議会基本条例」の改正案が成立した点は議会改革の画期となるもので特筆すべき事件です。詳細については特集ページをご覧ください。

## 今回は「議員辞職勧告」

### 手嶋議員の「弁明」

19日に公務で出張し、質問通告は3名しか受理できませんでしたから24日の朝、決裁したので問題は無い。

議運の欠席は、議長はオブザーバーであり、不在でも開けるので問題は無い。議長不在の時は副議長が仕切れればいい。

事前に欠席の相談が無いという点は、配慮が足りなかったが違法ではない。

提案される議案の説明を受けずの議事進行も違法ではなく、議会内のことによる議員辞職はなじまないといい、議員を辞職する考えはありません。

12月議会最終日に川本議員より新藤議員を賛成者にして「手嶋正巳議長の議員辞職勧告」決議が提案された。決議案では「これまでの戒告処分、不信任決議、議長辞職勧告、連合議員辞職勧告を列記し、新たに12月議会の対応が、議会運営委員会を無断で欠席するなど、これまでの約束に反し、相変わらず誰にも相談することなく勝手な議長にあってはならない行為があり、議長はもとより議員としての存続も許されない」としています。

弁明、討論を誌上で再現します。

## 討 論



### 反 対(井木議員)

手嶋議長は就任後苦労され、采配をとられ、重責を果たしておられます。

精一杯努力されている姿を見ると、ここで降りるわけには行かないと思う。

議会運営委員会では議長の諮問機関であるから補佐してまとめることが大事であり、この決議には反対する。



### 賛 成(新藤議員)

賛成の立場で討論します。私も提案者と同じく同期としてこの道に入りました。

大事な議会運営委員会の欠席は提案される議案の説明も受けないことになります。

良し悪しの判断もできないのは議員としてあってはならないと私は思います。断腸の思いで賛成討論します。

# 請願・陳情

番 号	件 名	提出者	要 旨	付 託 委員会	委員会 の意見	本会議 採択結果
陳情第6号	船上山～矢筈ヶ山までの登山道の除草駆除等について	赤碕山楽会 会長 福元 茂 小椋弘志 吉見貞文	現在の船上神社より矢筈ヶ山までの登山道状況は、熊笹や萱が生い茂り、登山者が登山道を確認できない状況にもあり、より安全に登山を楽しむために除草駆除等をお願いしたい。	総務	趣旨採択	趣旨採択
陳情第7号	公文書の適切な管理運用を求める意見書の提出について	足羽 佑太	各省庁において、公文書が、意思決定の妥当性を後に検証する過程において必要な史料であるとの認識を持ち、研修機会を充実させる等、適切な措置を講じられるよう要望する。	総務	採択	採択
陳情第8号	「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ組織犯罪処罰法の改正に係る意見書の提出について（陳情）	足羽 佑太	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律を廃止することを強く要望する。	総務	不採択	不採択

## 賛否が分かれた議案等の起立採決による審議の結果

	審議結果	審議者														手嶋 正巳	
		賛成	反対	大平 高志	澤田 豊秋	桑本 賢治	語堂 正範	藤本 則明	新藤 登子	高塚 勝	川本 正一郎	小椋 正和	青亀 壽宏	前田 智章	桑本 始		井木 裕
「共謀罪」の趣旨を盛り込んだ組織犯罪処罰法の改正に係る意見書の提出について	不採択	2	11	×	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×	×	議
琴浦町臨時の任用職員の勤務条件等に関する条例の一部改正について	可決	12	1	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	議
琴浦町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について	可決	11	2	×	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	議
琴浦町議会基本条例の一部改正について	可決	12	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	議
琴浦町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	可決	12	1	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	議
議長の議員辞職勧告決議について	可決	8	1	○	退	退	退	○	○	議	○	○	○	○	○	×	除

この表に掲載していない議案は全会一致で可決しました。  
○=賛成 ×=反対 欠=欠席 議=議長 退=退席 除=除斥

## 臨時議会

10月26日、臨時議会が開かれ、工期の変更契約、災害・衆議院選挙、道の駅「琴の浦」とのアクセス道の踏み切り拡幅工事委託料8700万円、東伯総合公園遊具取得として1299万円を専決した補正予算が提案され、いずれも全会一致で可決しました。



東伯総合公園遊具 完成予想図

# 委員会の活動



## 総務常任委員会

12月11日に委員会を開催し、各課から説明を受け、委員から活発な質疑がなされた。

陳情は3件あり、「船上山～矢筈ヶ山までの登山道の除草駆除等について」は、陳情者から実情を聞き、全員一致で趣旨採択をした。

「公文書の適切な管理運営を求める意見書の提出について」は、全員一致で採択とした。

「『共謀罪』の趣旨を盛り込んだ組織犯罪処罰法の改正に係る意見書の提出について」は、反対7人、賛成2人で不採択とした。

委員長 桑本 賢治

### 臨時職員の勤務条件

Q 日給制の臨時職員の場合、有給休暇はどうなっているか。

A 月1回認めている。

### 集落支援員

Q 集落支援員の現状はどうなっているのか。

A 以西地区では、以西振興協議会の事務局を兼務し、毎月1回担当課と話し合いを持っている。上郷地区では、説明会を行い、募集中である。

## 教育民生常任委員会

12月12日に委員会を開催し、福祉あんしん課より本議会に提出された議案、琴浦町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の人員等に関する基準を定める条例の一部改正について説明を受け、引き続き各課から報告を聞き、各委員が質問をして、各課の取り組みに対して理解を深めた。

その報告の中で、いじめ問題調査委員会の活動対応と住宅新築資金特別会計について、各委員より多くの提言がなされた。

委員長 小椋 正和



### いじめ問題と調査委員会

Q いじめ問題調査委員会の構成はどうなっているか。

A 条例では、該当校以外で本人にかかわりのない校長、有識者となっている。

### 住宅新築資金特別会計について

Q これからの取り組みの方針は。

A 債権管理をしっかりしていく。

Q 債権管理条例を作るのか。

A タイミングを見ながら、住新に特化した形ではない方向で検討していく。

Q 新しい取り組みをしないのか。

A 内容は進化させている。今の目標は不良債権の整理である。

Q 延滞金はないのか。

A 回収できる状況でない。

## 農林建設常任委員会

12月定例会は付託された案件もなく、総括質疑などで問題となった農林関係の事業量の減少問題や、宅地造成の問題から団地の存続ができなくなった「成美団地」の瑕疵担保責任の問題や、今後の団地の行く末について議会の側から詳細な説明を求めた。

執行部からはすでに宿舍の工事が進んでいる旧以西小学校の「農業研修施設」を活用するための“農業研修制度の概要”が示された。また事業が中断した森藤工業団地の跡地の土地改良事業の説明も受けた。

委員長 青亀 壽宏



廃止予定の成美団地

### 農林事業量の減少

**Q** 地方創生交付金で開発した「芝取穫機」はどれだけ普及し、機械は頻繁に利用されているのか。

**A** 5台を予算化したが1台の普及にとどまっている。納入された機械は芝生産協議会に貸与して、デモ運転を行った。

### 農業研修制度

**Q** 宿泊施設は出来たが、肝心の研修制度の具体像が見えてこない。いつから募集するのか。

**A** 「未来へつなぐ、ことこうら農業」のまちづくりが全体構想で、「農業研修制度実施要綱(案)」等を考えている。

### 成美団地(6棟12戸)の廃止

**Q** 成美団地の過去、現在、将来はどうなるのか。

**A** 造成工事の責任は時効で問えない。現在地での建て替えは行わず、成美団地の廃止時期の検討に入る。入居者の転居先を検討する。

## 地方創生調査特別委員会

国は、自治体の自主的・主体的な取り組みを支援する「地方創生交付金」制度を行っている。琴浦町も総合体育館のトレーニング事業や、芝取穫機事業等を行った。また、現在は、総合公園の遊具設置事業や、2年前から関東地方で琴浦産品の販路開拓事業を行っている。

当委員会は、平成27年3月に設置され、全議員が委員となり、執行部が作成した計画について協議しています。

委員長 高塚 勝



完成した芝取穫機

## 企業誘致推進特別委員会

4年間、議論を重ねてきたが、町独自の企業誘致は出来なかった。

唯一、赤碓新港に県誘致企業である、株式会社林養魚場が銀鮭の養魚場を建設した。

今後の企業誘致の取り組みは「町内起業」を支援する方向に転換するほうが良いのではないかと話し合った。

委員長 新藤 登子



(株) 林養魚場

ここが聞きたい

# 一般質問 Q&A

質問議員	質問事項	掲載ページ
藤本 則明	①いじめ問題について ②拉致問題について ③特別支援学校と町内の小中学校との交流について	7
青亀 壽宏	①「人権尊重の町」をいかに具現化するか	8
桑本 賢治	①町長の8年間の実績をたたえ、その総括と教訓を問う	9
大平 高志	①星空資源の活用について ②一般質問の検討結果について ③集落除雪補助について ④住宅新築資金等の解決について	10
川本正一郎	①元気な町づくりについて ②教育行政について	11
澤田 豊秋	①人権を基軸にした安全で安心して暮らせるまちづくりについて	12
新藤 登子	①中学生に議会の傍聴を	13
高塚 勝	①町外からの誘客について ②交通弱者対策について ③給食費の無償化について	14
語堂 正範	①若者の声が届く仕組みづくりについて ②自治基本条例策定の再検討を ③雇用対策について ④スポーツ・武道の推進について	15
小椋 正和	①消防団員の確保と防災意識の推進は ②いじめの現状と事案への対応について ③町政の評価について	16
桑本 始	①介護保険新総合事業について	17

※青色のつけてあるテーマについて、本紙で詳しく紹介しております。





藤本 則明 議員

**問** 学校長は外すべきでは

**答** 入ることも必要  
小林教育長

いじめ調査委員会

**問** いじめ問題調査委員会の中に学校長がいる。第三者（で構成される）委員会の基本からすれば外すべきではないか。

**答** 小林教育長

調査委員会は原則として委員7名以内で組織する。

構成委員について条例では、学識経験を有する者、青少年育成にかかわる者、関係行政機関の職員、町立小・中学校の長となっている。

調査や審議にあたっては、学校現場の基本的な仕組みや体制、事象が起こった場合の対処法など、必要な情報を聴き取る。そのため、学校現場の代表である学校長が委員のメンバーに入ることには意味がある。

ただし、文科省の基本方針に、直接利害関係を有する者は除くよう書いてあるので、該当の学校長については外さなければならぬと考えている。

拉致問題

**問** 解決に向けた努力を

拉致被害者の早期帰国を願い、各地で啓蒙活動や講演会が開催される中、本町での取り組みは遅れているように感じている。解決に向けた更なる努力が必要と思うが。

**答** 継続した支援が必要  
山下町長

「あらゆる差別をなくする総合計画」で北朝鮮による拉致問題を一人の人権課題に掲げている。

毎年、北朝鮮人権侵害問題啓発週間には、ポスターの掲示を行っている。

官民が協力して、1日も早い解決に向け継続した支援が必要。

支援学校との交流

**問** 努力が必要

特別支援学校との交流について、交流意識と理解のため、一層努力が必要ではないか。

**答** 今後も模索  
小林教育長

障がいのある子どもが、地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きるうえで、障がいのない子どもとの交流や、共同学習は、大切と考える。学校教育の中で出来ることを今後も模索していく。





青亀 壽宏 議員

**問** 人権尊重の町 達成度の自己評価は

**答** 職員は人権・同和教育研修必須 山下町長

**問** 「人権尊重の町」の達成度の自己評価はどうか？

地籍調査の過去の誤りはいかにして修正されるのか。  
地縁団体との関係はどう位置づけて境界を確定しているのか。

**答** 山下町長

人権尊重の町の具現化は人権・同和教育並びに啓発を行っている。住民意識調査で人権尊重の町づくりが進んでいる。

職員には毎年人権・同和教育研修を必須にし、人権を基軸にした行政サービスの実践に努めている。

**問** 「反訴」やばいところ

地籍調査は新たな境界をつくるものではない。ルールに従えば問題はあまり起こらない。

町民と地籍調査をめぐる境界確定訴訟で「反訴」で応じるということは町長の姿勢としてどうか。

**答** 当事者になることも 山下町長

町は法人であり、訴訟の被告になる場合も原告になる場合もある。地籍調査でも当事者になることはある。

**問** 立会は全て行われているか

地籍調査で土地の所有者の立会は全て行われているのか。

**答** 錯誤によるものもある 山下町長

基本的には当事者の合意がなされているが、錯誤によるものも現実にはある。

**問** 真逆の文書がなぜ出る

当時の米田東伯町長も地籍調査係職員も建設課長も地籍調査は間違いと言っているのにどうして真逆の文書が出るのか。

**答** 再審のルールにのっとる 山下町長

(裁判は) 勝訴も敗訴もありうる。憲法に保証された再審制のルールにのっとることだと理解している。

**問** 人権保障の障がい者行政か

障がい者と家族の人権を保障した障がい者福祉が貫かれているか聞きたい。

**答** 常に人権を意識 山下町長

常に人権を意識し、相談対応に取り組み、困難な事例は専門機関と連携して解決に向け取り組んでいる。共生社会の実現を目指し、各種計画を策定して支援を行っている。

**問** 障がい者行政が歪んでる

一昨年11月24日、の会議で町が認定し、翌日午後警官を伴って踏み込み、障がい者を保護と偽って誘拐した。残された父親は精神錯乱者として倉吉病院に搬送され、幽閉された。障がい者行政がゆがんでいる。

**答** 正しい判断だった 山下町長

我々は、根拠法令に基づき、一連の状態を判断する必要がある、状態を判断して現在に至っている。そして正しい判断だった。必要であったと思っている。







桑本 賢治 議員

**問**

8年間の実績と教訓は

**答**

おおむね順調に進めてきた  
山下町長

**問**

山下町政2期目の冒頭に掲げた5つの戦略テーマについて、成果として著しい実績、道なかばとして継続すべきもの、及び目的達成するのに必要な課題について、見解を伺う。

**答**

山下町長

各戦略は、地方創生という大きな波を利用して、おおむね順調に進めてきた。琴浦町の目指す姿やその課題は、第2次琴浦町総合計画に集約されている。

地方創生の課題である人口減少、少子高齢化については、未達成な課題であり、今後とも継続して取り組む課題として挙げられる。公共施設等総合管理計画の推進については、喫緊の課題として、引き続き議会や住民と情報共有や合意形成が必要である。

**問**

自治基本条例の制定は

「自治基本条例の制定」は未だに展望がつかめない実態である。この課題をどのように捉えて取り組むのか。

**答**

機運の高まりが必要  
山下町長

総合戦略・総合計画と本条例はそれぞれの役割を果たすことで、町づくりがより円滑に進められると考える。

条例の制定には、まずは町民に町づくりに対してもっと関心を持っていただき、それによって機運が高まっていくことが必要。そのためには広報や公聴を更に充実させ、推進していく必要がある。

**問**

少子化の課題は

少子化の背景として「家庭経済が苦しい」「就職や雇用関係が苦しい」「仕事と育児が両立できる雇用関係の整備」を求める人が8割と報じられているが、行政だけでは力不足と考えるが、課題克服についてどう考えるか。

**答**

子育て支援を行う  
山下町長

少子化の要因のひとつに未婚化・晩婚化問題がある。この問題を解消するべく、縁結び事業や新婚世帯への支援が必要である。

休日保育や病後児保育など、仕事と子育ての両立のための施策や、第

2子以降保育料無料化、第3子以降出産祝い金など、経済的支援を実施してきた。これからも子育て支援を行う。



ボール遊び（しらとりこども園）

**問**

提案に問題があったのか

農業委員の選任について、議会側が不同意としたのは、町長提案に問題があったのか。

**答**

受けとめる  
山下町長

農業委員の選任にあたっては、公募、推薦を受けた候補について選考を行い、適任とした者について議会の同意を求めた。

2名が不同意になったことは、不本意ではあるが結果として受け止める。



大平 高志 議員

## 問 星空資源の活用を

答 研究したい 史跡地内の星空見学など検討 山下町長 小林教育長

### 星空資源の活用

**問** 本町は県が発行する「星空マップ」中部9スポットに船上山と鳴り石の浜が掲載されるなど星空資源が豊富な場だ。

この立地で星資源を活用すべく、環境整備や各種事業化の取組みなどを行う考えはないか。

**答** 山下町長

星空マップは、一般ユーザーが思いと思う星空の写真を投稿できるようになってきている。町としてもスポットを発掘、紹介するとともにマップに投稿いただくようPRしている。また、今後は星空をキーワードにした観光商品などを研究していければと考えている。

**答** 小林教育長

生涯学習や文化財活用等の取組を考えた。現在、史跡等の利活用について検討中で今後、史跡地内の星空見学会など自然体験イベントも検討し、史跡の利活用事業などとあわせた環境を有効に活用することが大切と考える。

### 住宅新築資金について

**問** 懸案事項の解決は

山下町政のまさに総仕上げとして、住宅新築資金等に見られる懸案事項の解決に向け決意と時間を切つての道筋を示してほしい。

**答** 必要な施策を継続 山下町長

住宅新築資金等貸付金の徴収に関しては、納付者の高齢化や不安定収入等、地域の実情を勘案の上で適正な取組を進めていく。

同和対策事業は、本年度中に部落差別事象が発生した事、そして生活保護率が被差別部落以外と比べ高いことなど、問題は残されている。その解決の為に必要な施策を継続していかなければと考えている。

**答** 適正な取組を進める 小林教育長

住宅新築資金の徴収は、平成27年度から基本計画を定め、それに基づき取組を進めている。その中で納付者を状況ごとにAからEまでの5グループに分け、それぞれに応じた取組を行っている。

**問** 貸付条例の適用は

また32年度を目標として、優良債権と不良債権を整理するため、抵当権の設定や財産等の調査をし、積極的な法的措置や債権放棄を行う事としている。納付者の高齢化、不安定収入等、ますます徴収が困難になることが予想される。弁護士への相談や先進地の徴収方法を参考に適正な取組を進めていく。

適正な取組と言うが、「琴浦町住宅新築資金等の貸付に係る経過措置に関する条例」では、旧両町の貸付条例が生きている。

現在も返済中の方は遅延状態にある方ばかりではと思うが、12条で「遅延の場合には、10・95%の割合で違約金を請求するものとする」とあるが、利息や違約金は取っているのか。

**答** 適用していない 山下町長

約定の償還日を超えた場合に、そのようなものが発生するが、今のところは適用していない。



川本 正一郎 議員

問

「元気な町づくり・教育行政」について

答

総合計画に基づき推進  
山下町長

元気な町づくり

問

この八年間、一貫して「元気な町づくり」を推進してきたが、事業の実

施状況と今後の課題を伺う。

答

山下町長

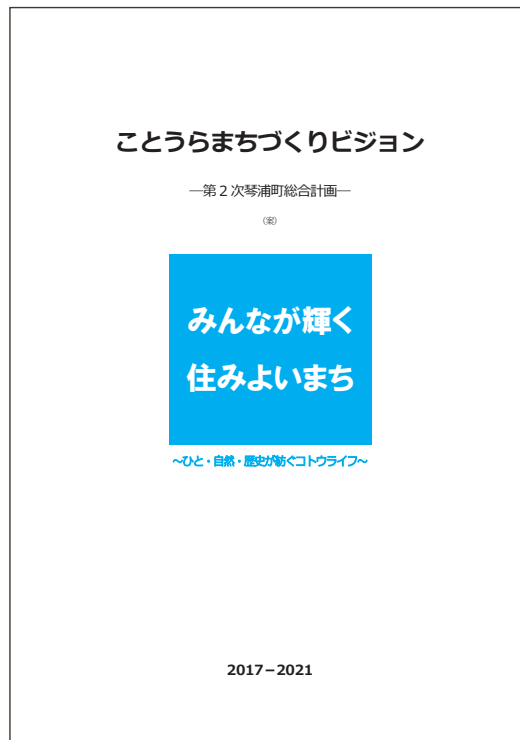
町長2期目に、元気な町づくりの為の五つの重点施策を掲げて推進してきた。各施策に「地方創生」という

大きな後押しもあり、財源的にも有利に進められた。

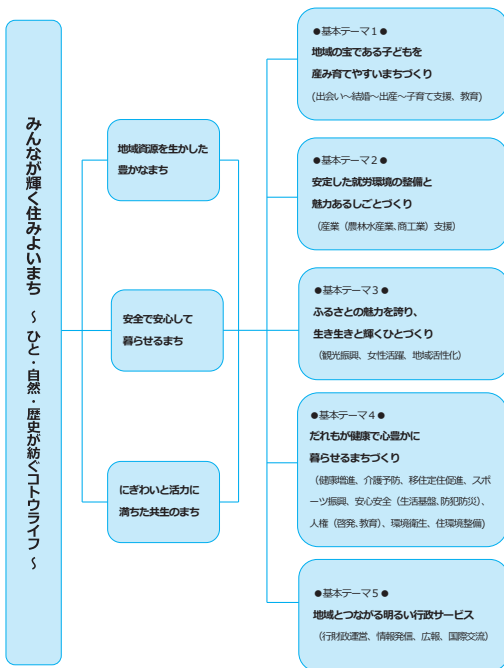
琴浦町の目指す姿勢やその成果は、第2次琴浦町総合計画に集約されている。

地方創生の課題である人口減少及び少子高齢化については、

未達成な課題であり今後も継続して取り組む必要がある。



6 体系図



教育行政

問

教育行政について

次世代を担う子どもたちの、地域に根ざした活動の実施状況と今後の課題は何か伺う。

答

小林教育長

小中学校では、総合学習や社会科で児童生徒が地域に出かけて、学習したり活動する取り組みを積極的に行っている。

今後の地域学習において、時間と人材の確保が課題である。



赤碕小学校の地域学習（赤碕駅）



澤田 豊秋 議員

**問**

人権を基軸にしたまちづくりについて

**答**

おおむね順調に進めた  
山下町長

**問**

「安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とした、八年間の総括と残された課題は何か。

**答**

山下町長

ハード面では、合併特例債を活用し、必要な施策を整備した。ソフト面では、地方創生を活用し、おおむね順調に進めてきた。課題は、人口減少、少子高齢化が大きな課題である。「住みよいまち」の実現に向けて取り組む。

**問**

今後の教育・啓発は

昨年、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法の三つの法律が整備されたが、いじめの問題や部落差別等が発生している現状もあり、今後の教育、啓発はどのように取り組まれるのか。

**答**

人権を基軸に  
山下町長

人権を基軸に置き、一人一人を大切にすることを基本として取り組む。

**答**

民間団体等と連携  
小林教育長

社会状況や町が抱える人権課題を

勘案しながら年間スケジュールを決め実践する。また、人権・同和教育推進協議会やPTAなどと連携協力して取り組みたい。

**問**

インターネット問題の対策は

インターネット上におけるいじめや部落差別をはじめ、様々な差別や命に係わる。問題の対策を検討するための検討委員会の設置は考えているか。

**答**

県と自治体が連携  
山下町長

町単独での取り組みは大変難しいと考えており、県と自治体が連携して対応するほうが効果的であると考えている。なお、検討委員会の設置については、現在の差別事象等対策委員会を活用して取り組むよう考えている。

**答**

県と連携  
小林教育長

県と連携して取り組みを進めている。検討委員会については、現在の差別事象等対策委員会を活用し、専門知識が必要な場合は学識経験者を委員に加えて対応したいと考えている。

**問**

地域の体制整備が必要では

「安心して暮らせるまちづくり」には、地域の人が連携して取り組むことが大切であり、公民館、集落支援員等地域の体制整備が必要だと思いがどうか考えているか。

**答**

地域と行政が一体で取り組む  
山下町長

地域と行政の連携、協働は重要な要素であり、人づくり、リーダーづくりを含め、地域と行政が一体となつて取り組むよう支援していくことが重要であると考えている。





新藤 登子 議員

## 問 模擬議会の開催を

答 実施に全面的に協力 山下町長  
前向きに検討したい 小林教育長

問

琴浦町の未来を担う中学生が地域に関心をもつことは大事なことと思う。地域で育ち、学んできた中学生に本町の議会を傍聴して町の現状と将来をともに考える機会となればと思う。

模擬議会も年に2回くらい開催してはどうか。

答

山下町長

中学生が地域に関心を持ち、将来の琴浦町を考えることは大事なこと。模擬議会の実施にあたっては、全面的に協力する。

選挙権が18歳に引き下げられた。

将来の有権者としての自覚を持てるような取り組みをすることは、我々大人の責任として大切だと思う。

模擬議会も有効な方法だと思う。

中学生との調整もあると思うので実施にあたっては全面的に協力したい。

答

小林教育長

中学生が地域に関心を持ち、琴浦町の現状と将来について考えることは大切なことと思う。東伯中学校1年生が「10年後の琴浦へ」として学習した。11月に開催された校内文化祭で発表し、本庁舎ロビーに掲示

た。学習現場のニーズに応じて前向きに検討したい。

問

議会傍聴は

過去5年間、議会傍聴は一度もなかった。「傍聴することは町の現状を理解する上でよい機会です十分に検討が必要。早い時期から社会に参画しようとする意識を育む一つのきっかけになると思う。学校と相談したい」との答弁であったがどうなったのか。

答

協議が必要  
山下町長

学校のほうとの調整、教育委員会との協議もある。また議会のほうとの意見交換や協議も必要と思う。

問

生の声を聞くことも大事

小中学生の持っている柔軟な発想や考え方を町の将来のまちづくりにいかすためにも耳を傾けることが大切である。模擬議会、傍聴などで生の声を聞くことも大事であると思うが、どのように考えるか。

答

広がりがあったいい  
山下町長

模擬議会という形を積極的にする中学生、高校生、大学生、若い世代の女性、また女性団体も議場に置き換えた時に議員としてどのように発言をされるのかということも学ぶことが必要。延長線上で模擬議会をどうするか、広がりがあったいいと思う。

問

カリキュラムを組んでは

将来を担う子ども達は町の宝である。前向きに2回くらいはカリキュラムを組んで続行していただきたい。

答

前向きに進めたい  
小林教育長

相談しながら、現場を第一に前向きに進めていきたいと思う。



中学生模擬議会



高塚 勝 議員

**問**

町の活性化は町外からの誘客で

**答**

情報発信を積極的に行う  
山下町長

町外からの誘客

**問**

琴浦町は、自然に恵まれ、農林、水産業や商工業も活発である。交通も高速道路、鉄道も充実している。集会施設、運動施設、文化施設、観光地、グルメストリートなどバランスがとれている。これらの立地を生かし、町外、県外、国外から誘客を図り、町の活性化を図るべきでは。

① 宿泊を伴う、合宿やイベントに利用料の減免や補助金制度を取り入れる。

② 諸会議やイベント等の誘致で飲食、買い物促進しては。

③ 農林水産や商工の見学や体験プログラムを作成し誘客しては。

④ 映画、テレビのロケや取材を積極的に、町をPRしては。

⑤ 宿泊施設の充実を図るため、民泊に取り組むべきでは。

⑥ 役場行政機構に、専門部門を設置して、誘客を図るべきでは。

**答**

山下町長

① 町有施設は、町民の利用料が設定され、町外者は増額という規定があるが、研究してみる。



宿泊もできる平岩記念会館

② 現在でもまなタン等は町外者の会合やイベント等に利用して頂いているが、積極的に取り組んでいく。

③ 着地体験型の観光のニーズがあり、町観光協会に作成を委託している。今後さらに商品開発し、誘客を図る。

④ テレビで、町内観光地等が時々取り上げられているが、今後は積極的にメディア取材の機会を図っていく。

⑤ 町内で農林漁業体験民泊に取り組まれ好評と聞いている。民泊に意欲があれば、住民支援を考える。

⑥ 専門部門の設置は、現時点では難しいと考える。町観光協会との連携により、誘客を図りたい。

交通弱者対策

**問**

百円バスの無料化など

① 高齢者、体の不自由な方、児童生徒などの交通弱者に、無料バスを発行し、利便を図るべきでは。

② 町営バスが利用できない地域にデマンドタクシー制度をすべきでは。

③ 運行ダイヤ、本数等の見直しをアンケートや懇談会などを積極的に、利便を図るべきでは。

**答**

今後検討する  
山下町長

① 無料バスは、利便性を高めることで利用者増を図っていくためにも検討していく。

② 百円バス停から四百メートル以上の地域の八集落に対して、タクシー料金の半額助成をしているが、全体見直しの際に検討する。

③ 今の体制が百点満点ではなく、アンケートなどを検討する。



語堂 正範 議員

**問**

若者の声が届く仕組みづくりを

**答**

対話は必要、積極的に機会を持つ 山下町長

青年組織

**問**

今後、町を牽引するのは、町づくりに取組んでいる若者と考える。町政へ若者の声が届く仕組みづくりを構築してはどうか。

**答**

山下町長

スタイルに拘らない対話の必要性を感じる。積極的に意見交換などの機会を持つ。是非、意欲的なアイデアを聞きたい。

**問**

青年が集まってできた白鳳祭は

旧東伯町では、青年が集まり白鳳祭が始まったと聞いている。何か目的を持ち進む時の若者の力はすごいと考えるがどうか。

**答**

白鳳祭は成功例、やっぱり素晴らしいことである。町を代表する大きなイベントとして、定着している。当時の若者の発想であり、本当に素晴らしいことである。



白鳳祭（白鳳太鼓）

スポーツ・武道

**問**

指導体制の充実、環境の整備を

町出身者がスポーツ・武道で活躍している。しかし、時代の流れとともに、指導者の人材不足、責務・負担の増加、施設の老朽化などの問題がある。

指導体制の充実、環境整備を行うべきと考えるがどうか。

**答**

未来を見据え展開する 山下町長

スポーツ・武道の推進は環境の整備と両輪である。未来を見据え展開する。

**答**

多角的に検討する 小林教育長

町教育の基本目標は「ふるさとを愛し、未来を拓く琴浦っ子の育成」であり、地域に根差した教育活動を推進している。指導者の育成はもとより、施設整備については、多角的に検討する。



町立東伯武道館



小椋 正和 議員

## 問 消防団員の確保は

## 答 確保に努める 山下町長

### 消防団員の確保対策

**問** 消防団員の確保が困難になりつつあるが、対応は。

**答** 山下町長  
町内事業所にも出向き、有事の際に従業員の消防活動に配慮をお願いしている。

**問** 対策は

中山間地域の消防団員の確保対策はしているか。

**答** 山下町長  
PRを推進する

消防団の取り組みなど、PRを推進し団員の確保に努める。

**問** 役割は

消防団員と防災士の役割と、取り組み推進はどうするのか。

**答** 山下町長  
リーダーとして期待

団員と防災士は地域の消防・防災リーダーとしての活動を期待している。

### 問 募集推進は

防災士を今後も募集推進するのか。

**答** 山下町長  
受講者を募る

今後も受講者を募り、防災士連络会などを開催して、町の防災力の向上を図っていく。

### いじめ対策

**問** 町内のいじめの現状は

本年度の町内の現状はどうなのか。

**答** 小林教育長  
いじめを認知

10月末で小学校19件、中学校6件のいじめを認知している。

**問** いじめ対応は

学校でのいじめ対応としての指導はどうしているのか。

**答** 山下町長  
早期対応が必要

いじめは、早期発見、早期対応が

必要と考えている。必要に応じて、総合教育会議で協議していく。

**答** 小林教育長  
学校への指導はしている

学校へは、積極的ないじめの認知及び対応を指導している。

**問** 事実に対する対応は

子どもの視点で不快な事案に対する対応は取っているか。

**答** 小林教育長  
アンケートを実施

アンケートを実施しながら積極的に取り上げ指導している。

**問** 学校等の対応は

いじめ事象の対応として、児童、生徒、保護者への関わり方について学校などの対応はどうしているか。

**答** 小林教育長  
保護者へ対応

当事者及び学級・学年・学校全体への指導と保護者への対応を行っている。





桑本 始 議員

**問**

軽度者向けサービスの対応は

**答**

従来型継続だが新サービスも検討 山下町長

**問**

①軽度の要介護者向けサービス（利用者、介護事業所）の実態はどうなっているか。

②訪問型サービスの多様な担い手による生活支援はどうなっているか（NPO団体、住民団体等）。

③通所型サービスで介護保険事業所の受け入れと、行政が新サービスの指導、提言はしているのか。

**答**

山下町長

①平成29年4月から開始した事で、介護保険事業所など関係機関の協力を得て実施し、総合事業は超高齢化社会の中、高齢者のニーズも多様化しており、高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう本町の実情に応じて地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効率的かつ効果的な支援を目指している。

総合事業の訪問介護と通所サービスの大きく変わった点は、利用料を月額から1回当たりの単価にし、利用回数により安くなった人もある。

9月末現在、要支援者等237人中82人の方が総合事業の通所介護または訪問介護を利用され従来型継続で対応している。

②訪問型サービスの多様な担い手による生活支援は、NPO法人、民間事業者による掃除、洗濯等の生活支援サービスについては現状、既存の訪問介護事業所による訪問介護相当サービスを提供しており、新たなサービスの創出については関係機関と協議していきたい。

③通所型サービスの介護保険事業所の受け入れと行政の支援サービスの指導、提言は混乱なく進行しているが、事業所によって総合事業の対象者の認識の違いがあり、質問をいただき対応している。今後、介護保険事業所や介護支援専門員等に再度共通理解を持っていただくよう研修をする予定である。

**問**

どう考えているか

総合事業で、要支援1・2を介護保険から外したが、近未来は、要介護1・2も国は検討している。町も高齢化率35%になり、団塊の世代約800万人が75歳を迎える2025年問題で、本町の介護保険体制はどう考えているか。

**答**

財政面で社会的な課題 山下町長

2025年問題は、深刻な高齢社会となり、国全体としてどうあるべきなのか、あるいは町の財政のことも含めて福祉の増大と、働く世代が少なくなる形での社会的な課題ということは認識している。

**問**

集落福祉で支えては

地域支援事業は、介護保険の保険給付ではなく、被保険者を対象とする事業である。現行相当サービスの争点は、利用者は負担が安くなれば事業者に対する報酬カットが問題。また、多様な担い手による生活支援は、集落福祉で要支援者を支えては。

**答**

集落福祉が重要 山下町長

平成39年に団塊の世代が75歳以上になられ介護保険に移行される方が多くなると、高齢化率が37・7%と予想される。第7期介護保険計画では、民間の力と事業所の力を借りながら支援をしていきたい。特にこれからは集落福祉が重要となってくる。

# 議会基本条例を改正

議会基本条例の見直しは6月議会で調査特別委員会が発足し、9月定例会の「中間報告」で基本的考え方が示されました。11月28日に開かれた全員協議会で7回にわたる委員会の調査の成果がすべての議員に報告・説明され、全員の賛同を経て12月議会の本会議で委員会報告され最終日に可決されました。

町民の審査請求権も認めた議員の政治倫理規定（次ページ参照）も制定される合意が議会内では出来上がっています。

## 議会基本条例調査特別委員会調査結果報告書

琴浦町議会基本条例調査特別委員会

委員長 青亀 壽宏

1. 調査事件 議会基本条例に係る調査

2. 調査の経過

平成29年7月13日から計7回にわたり委員会を開催し、議会基本条例の一部改正と倫理規定の明確化等について調査・研究を行った。

委員会では、次の3つの課題に絞り込んで、調査検討することとしました。

課題① 議員という職責の固有の権利・権限である議会の自主権、自律権と町政課題・政策的問題を明確に区別して、住民・有権者の町政への積極的参加を保障する仕組みづくりについて

課題② 選挙で選出される議会の主要な役職の倫理規定の明確化

課題③ 町の補助金で運営される各種団体・組織への議員の参加基準の明確化

以上の3つの課題について調査・研究を行った。

3. 調査の結果

調査・研究の結果、「基本条例」の一部改正案を作成し、ホームページでパブリックコメントを実施した結果を踏まえ、平成29年11月28日全員協議会において改正案を報告し、全議員の了解を受けたので、本定例会において、条例改正案を議員提案することとした。

政治倫理規定の明確化については、委員会では「基本条例」の一部改正に伴い「政治倫理に関する規則」を策定することとして全議員の賛同を得た。

しかしながら、倫理規定を制度化する上で、地方自治法に「町民に義務を課したり、権利を制限する規定については、条例によらなければならない。」とされていること等から更に調査・研究を進める必要がある。ただ、時間的な制約のある中、今回の委員会調査・研究で、政治倫理基準について一定の方向性を明確化できたことは大きい。これをもって調査終了とする。

※改正された議会基本条例の条文は20ページをご覧ください。

## 予定されている政治倫理に関する規定（抜粋）

### （目的）

第1条 この条例は、琴浦町議会議員（以下「議員」という。）が、町民の厳粛な信託を受けた立場にあることを認識し、町民の代表としてその人格と倫理の向上に努め、誠実かつ公正に職務を行うことを基本とし、もって民主的な町政の発展に寄与することを目的とする。

第2条～3条 略

### （政治倫理基準）

第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 町職員の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限若しくは地位による影響力を不正に利用するよう働きかけないこと。
  - (2) 町が行う委託及び請負の契約に関し、特定の法人その他の団体又は個人に対し、有利又は不利な取り計らいをしないこと。
  - (3) 議員の1親等内の血族及び配偶者が役員をしている法人その他の団体及びこれらの者と町との契約に関与しないこと。
  - (4) 町の補助及び委託等を受けている各種団体の役員等については、原則として就任しない。
  - (5) 政治活動に関し、法人その他の団体から、政治的・道義的批判を受けるおそれのある寄附を受けないこと。
  - (6) 町の職員の採用、昇任又は人事異動に関与しないこと。
  - (7) 前各号に定めるもののほか、町民の代表として、その品位と名誉を損なう行為をしないこと。
- 2 前項に規定する倫理基準の運用に当たっては、議員の正当な活動を制限することのないよう留意しなければならない。

第5条 略

### （審査請求の手続）

第6条 町民又は議員は、第4条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる議員があるときは、町民にあっては30人以上の者をもってその代表者から、議員にあっては2人以上の者をもって、当該議員の政治倫理基準違反の事実を証する書面を添えて、議長に対し審査の請求をすることができる。

第6条2～6項、第7条、第8条 略

### （政治倫理審査会の設置等）

第9条 議長は、前条の規定による審査請求あったときは、琴浦町議会政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、当該審査請求に関する事項の審査を審査会に付託しなければならない。この場合において、議長は、審査請求を受け付けた日から速やかに審査会を招集するものとする。

2 審査会の委員（以下「委員」という。）は、議長が議員のうちから任命する6人以内の委員で構成する。

3 委員の任期は、当該審査請求の審査が終了するまでの間とする。ただし、委員が欠けたときは、議長は、速やかに補欠委員を任命するものとする。

4 審査会は、議長の諮問事項に対して必要な答申又は勧告を行うものとする。

第10条～第20条 略

### （審査結果の措置）

第21条 議長は、審査会からの報告事項を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められる議員に対して、議会の品位と名誉を守り、町民の信頼を回復するために、議会運営委員会に諮り次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 議員の辞職勧告を行うこと。
- (2) この条例の規定を遵守させるため警告を発すること。
- (3) その他議長が必要と認める措置

第22条 略

# 改正された基本条例の条文(青文字部分を追加)

## 前文

琴浦町議会は、住民が議員と町長を直接選ぶ二元代表制のもとで、議会に求められる役割を十分に発揮することにより、町民福祉の向上と町政の発展に貢献する責任があります。

琴浦町の意味決定機関である琴浦町議会は、当然、審議過程において徹底した情報公開による透明性・公平性・信頼性を確保しなければなりません。

また、決定事項については、町民への説明責任を負います。

さらに、議会への町民の参画を促進することで、開かれた議会を実現し、町民福祉の向上と町政の発展のため町民の意見を最大限に反映させる義務があります。

この基本条例は、上記の理念に基づき、議会・議員の活動原則や議会が町民と行政との関係の基本的事項を定めるものであります。

## (議会報告会及び意見交換会)

第10条 議会は、議員及び町民が自由に情報及び意見を交換する議会報告会及び意見交換会を行うものとする。

2 議会報告会及び意見交換会の内容は、議会広報紙及び琴浦町ホームページに掲載し、公開するものとする。

## (議員の政治倫理)

第23条 議員は、町民全体の代表者としての高い倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行行使することによって、町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

2 その他、政治倫理に関する事項は、議長が別に定める。

あとがき



平素より、「議会だより」をお読み頂き厚く御礼申し上げます。任期4年、最後の「議会だより」となりました。

議会とは、町民生活に関わる様々な事業と予算を決定する機関であります。その議決内容を議会基本条例に則し、議会広報誌を作成するのが、議会広報常任委員会の役割となります。

紙面の関係上、お伝えしきれないところ、また、分かりづらい文面になってしまったところもあつたと思います。改善すべき点は、新たな委員会メンバーにより、改善・変更して頂き、より良い「議会だより」が作成されることを期待します。

最後に、琴浦町議会が「町民益」を生む機関であり続けることを祈念し、委員長のあとがきとさせて頂きます。町民の皆様には本当にお世話になりました。ありがとうございます。

(語堂正範)

## 議会広報常任委員会

委員長	語堂 正範
副委員長	大平 高志
委員	青亀 壽宏
委員	高塚 賢勝
委員	桑本 賢治
委員	澤田 豊秋

## 表紙写真

琴浦町消防団出初式(1月6日)